

平成 17 年度第 2 回矢作ダム堰堤改良技術検討委員会 議事概要

日時：平成 18 年 2 月 23 日（木）

9 時 27 分～12 時 07 分

場所：ホテルキャッスルプラザ(名古屋)

4 F 梓の間

1. 委員会規約（案）修正について

- ・規約第 2 条目的に「長期的」という文言を追加した。

2. 堆砂対策計画について（委員会資料-3-II 矢作ダム堆砂対策検討-に対応）

- ・矢作ダムの治水容量内に堆砂している土砂量の根拠を示してほしい。その際には、貯水位の月別変化も合わせて整理されたい。（資料-3、p1）
- ・洪水調節容量は積極的に、さらには有効貯水容量内の堆積土砂を除去して回復をねらっていく。緊急対策としては、洪水調節容量の中の掘るべきものを掘って、できるだけ容量を回復する。計画時とでき上がったときだけでも大きな誤差があり、もともとの計画洪水調節容量を回復することは困難であるため、河道内の 30 万 m³ ぐらいを対象にして議論を進めていく。（資料-3、p1）
- ・短期の方策を実施しながら長期的な方策を検討することは重要である。（資料-3、p1, p2）
- ・堆砂対策メニューで密度流排砂の適用性に△が記載されているが、現在でも微細粒土砂は排出されていると考えられるため、見直しが必要ではないか。（資料-3、p2）
- ・平均年堆砂量については、恵南豪雨も運用期間中に発生する洪水と考えられるため、運用初期と直近の堆砂量を直線で結び算出しても良いのではないか。（資料-3、p3）
- ・対策の選定（資料-3、p7）の検討結果で治水容量内堆砂量とあるが、有効容量内堆砂量としたほうが良いのではないか。（資料-3、p7）
- ・治水容量内の堆砂量の除去量が少ないため、緊急対策として対応するだけでなく、不足する容量をどのように手当するかを考えていく必要がある。（資料-3、p7）
- ・不足する治水容量の手当としては、流域全体の治水計画において考慮すること、事前放流を活用することなどが考えられるが、別の場で議論する必要がある。（資料-3、p7）

3. 事前放流設備基本計画検討について（資料-5 IV事前放流設備基本計画検討編に対応）

- ・ 矢作ダムでは事前放流のやり方は、制限水位 292m より 5m 下げたところを緊急的な制限水位と見立てて、それより高ければ落し、そこをめぐりに操作ルールも決めている。操作をする判断は、台風の位置と雨で絞り込み実施する。（資料-5、p1）
- ・ 事前放流を行う際には、既存の施設も組み合わせて行うことが必要ではないか。実際に事前放流をするときは、既存の放流設備も当然組み合わせてやることも考えられるため、既存施設を使用することも検討する必要があるのではないか。（資料-5、p2）
- ・ 新規の事前放流用設備をつくってまで、ただし書き放流がパーフェクトになくなるまでの手当てをする必要があるかということも、議論の対象になると思う。（資料-5、p2、p10）
- ・ 堤体削孔案は難しいので案としては、除外しても良いのではないか。（資料-5、p3）
- ・ 水質予測において、選択取水設備の運用方法等の前提条件を整理しておく必要がある。（資料-5、p5～p6）
- ・ 水質については、全体としてどうなるのかを考えるのか、事前放流時を考えるのか、どこを議論するかを整理する必要がある。（資料-5、p5～p6）
- ・ 管理所が自信を持って操作できるように、事前放流のルールを決めておく必要がある。台風のみでなく、前線性、梅雨性、中小の洪水についても検証しておく必要がある。（資料-5、p8）

—以上—